

防災

提案・意見

海拔表示ステッカー（回答:10月13日時点）

2019（令和）11.25「海拔表示ステッカー」投稿を回顧する。
質問1) 海拔表示ステッカーは国策ですか、又は伊勢市独自で考察したのでしょうか。
質問2) 海拔表示ステッカーは伊勢市においていくらの予算でしたか。
要望) 伊勢市が津波に襲われたとき自分のいる所が高い低いが判ります。次回ステッカーを貼る場所を検討して下さい。

回答

質問1) 海拔表示ステッカーは、国策ではなく、伊勢市独自の政策です。
質問2) 平成24年度に導入した時の決算額は、約228万円でした。
要望) 既存の設置場所については、自治会からの要望があった箇所では海拔表示シール約1,800枚を電柱やダストピット（ゴミ箱）に、自治会の協力を得て取り付けています。今後も、老朽化による張替えを実施する場合や追加設置の際には、貼付場所を検討します。

担当課

危機管理課（2020年10月回答）〔10/12～10/16〕

道路・河川

提案・意見

市道の草刈り（回答:10月13日時点）

歩道の割れ目、縁石とアスファルトの継ぎ目、電柱とアスファルトの境界部分から草が大きく背を伸ばしている。

市道、県道の歩道を歩いているとアスファルト舗装の割れ目から草が伸びくもの糸が張り歩きづらい。

要望) 市役所の草刈入札担当者をお願いしたい、伊勢市役所の仕事と思わず自宅又は自分が歩道を利用し歩きづらい等の不便を感じてください。

提案) 舗装の割れ目に雑木の「根っこ」があります。草を刈っても草が生えます。「根っこ」を取り除く、又は割れ目や電柱の境界にコーキングをすれば防げないかと思えます。

質問1) 草刈は年に何回実施されますか。

質問2) 草は夏によく伸びます、できれば夏の前後6月と9月に2回実施してもらおうとありがたく思います。

質問3) 草刈の単価は平米ですか、又平米いくらですか。

回答

要望) 道路パトロール等により現地確認をし、安全で快適な道路環境整備に努めてまいります。

提案) ご提案ありがとうございます。今後の道路環境整備の参考とさせていただきます。

質問1) 基本として、主要な市道沿いを年2回草刈を実施しております。

質問2) おおむね夏と秋口の2回草刈を実施しております。

質問3) 草刈業務については、現場条件によって単価が変わります。入札情報になりますので、必要であれば情報公開請求手続きをお願いいたします。

担当課

維持課（2020年10月回答）〔10/12～10/16〕

道路・河川

提案・意見

いせトピアの駐車場から建物への道路に横断歩道を
(回答:10月14日時点)

いせトピアの第2駐車場から、建物への道路に横断歩道を設けてください。
資源ステーションがすぐ近くにあり、車の往来が多かったり、バスも通っており、歩行者を守る対応も必要ではないでしょうか？

回答

横断歩道の設置は公安委員会の所管となりますので伊勢警察署へ要望をお伝えしましたところ、交通量、道路環境及び横断者数などから設置はできないとのことでした。

交通安全の整備につきましては、自治会を通じて要望していただきますと、その地域で優先すべき物件かどうか検討でき、早期対応ができる場合もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

担当課

交通政策課 (2020年10月回答) [10/12~10/16]

その他

提案・意見

住民税均等割の増税分について（回答：10月12日時点）

平成26年度から防災のための施策に要するための財源確保のためとして住民税均等割が1000円引き上げられています。これはどのようなものに使われていますか？基金に積み立てられているのでしょうか。予算書や決算書や条例にも目を通しましたが、わかりませんでした。納税義務者数×500円分は市の基金として積み立てていくべきものかなと思うのですが。

回答

ご質問の住民税均等割は、東日本大震災を踏まえて地方公共団体が実施する防災のための施策の財源として引き上げられたもので、本市においては、津波避難タワーや防災センターの建設をはじめ、備蓄物資の整備、避難対策事業など、東日本大震災を契機として、防災に係る多種多様な課題に対して重点的に対策を講じてきたところです。

今後も、避難所への災害用トイレ（マンホールトイレ）を整備し衛生環境の改善を図るなど、引き続き防災対策に取り組んでいきます。

担当課

財政課（2020年10月回答）〔10/12～10/16〕

その他

提案・意見

住所について（回答：10月14日時点）

私宅の現住所は伊勢市〇〇〇です、この現住所は、となりの家と重複しております。

以前、伊勢市役所から住所に枝を付ける事ができますとの手紙が来た。今さら何を言うのか行政のバカ者、アホとちがうか。

50年前1968（昭43）私が高校生の時に、伊勢市〇〇〇の住所から、伊勢市〇〇〇に変更された。この現住所は玄関が移動すると変化し私宅は玄関を3m程移動したのですが住所を変えると色々な書類が変更をするべく面倒です。その後となりの住人が亡くなって、〇〇氏が引越して来た。

質問1) となりの〇〇氏から現住所が重複しているのを市役所に苦情に来たのでしょうか。

質問2) 市役所が発行、発信する大事な住所です。いいかげんな気持でしょうか。

質問3) 1968（昭43）に私宅ととなりが同じ住所になるのが判っていたはずで。何故その時にとなりあわせの住宅に枝番号を付けなかったのか（その当時の担当者はいないから不明とは言わさない）。行政のする事は抜けていて今さら何を言うのかわからない。

意見1) 私宅の前の道路は現在6mあります。この道路は〇〇の事業所に入出するために拡張されたのでしょうか。私どもの敷地は道路になりせまくなった。

意見2) 住所を変更しますと登記、運転免許証、銀行、証券の書類等の変更があり、いやげがさしそのままにしております。市役所の怠慢を私どもに押し付けしないで下さい。

質問4) 〇〇氏は2010（平22）2月に引越して来た。住所に枝を付けるなら後から来た〇〇氏だろう、〇〇氏宅に枝は付けないのでしょうか。

回答

質問1～4、意見2) 住居表示の制度に関しましては昭和38年にできた「住居表示に関する法律」に定められており、伊勢市においても昭和40年当初から始まっております。

近年、田畑の宅地化や工場跡などのミニ開発が進み同一住居番号が増加し、住居番号の重複した地域において郵便物の誤配などの問題が生じてまいりました。そのため、「伊勢市住居表示に関する条例」を改正し、平成30年度から枝番号の導入を行うこととなりました。

その際、住所が変更したことによる住民の皆様の諸手続きの煩わしさを考慮し、すべての重複番号に対して強制的に枝番をつけず、どうしてもつけたいというような要望がある方のみ、申し出ができるという形にさせていただきました。また、重複地域における新規設定の場合は、必ず枝番をつけるようお願いしているところです。

何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。（戸籍住民課）

意見1) ご意見にあります道路は、戦災復興を行うために実施された土地区画整理事業により整備された道路です。（都市計画課）

担当課

戸籍住民課、都市計画課

(2020年10月回答) [10/12～10/16]